

用語の説明

上水道（じょうすいどう）→上水道事業

一般の需要に応じて水道水を供給する事業で、計画給水人口が 5,001 人以上のもの。

簡易水道（かんいすいどう）→簡易水道事業

一般の需要に応じて水道水を供給する事業で、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のもの。

専用水道（せんようすいどう）

寄宿舍、社宅、療養所などの自家用水道のうち、次のいずれかに該当するもの。

(1) 給水人口が 101 人以上のもの

(2) 人の飲用等の目的に使用する 1 日に給水することができる水量が 20 立方メートルを超えるもの

農業集落排水（のうぎょうしゅうらくはいすい）→農業集落排水施設

農業振興地域内で、20 戸以上おおむね 1,000 人以下の計画規模の生活排水等処理施設。

合併処理浄化槽（がっぺいしゅりじょうかそう）

し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽。市町村の補助で個人が設置するものと市町村自らが設置するものがある。

認知件数（にんちけんすう）

警察において発生を認知した事件の数。

検挙件数（けんきょけんすう）

警察において検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

少年保護事件（しょうねんほごじけん）

窃盗などの犯罪を行ったと疑われる非行少年について、再非行防止のために最も適した措置を決めるための手続に関する事件。

刑事事件（けいじじけん）

窃盗などの犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続に関する事件。

民事事件（みんじじけん）

金銭の貸借などに関する個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続に関する事件。労働事件、知的財産権事件、執行事件、破産事件、保護命令事件も含まれる。

行政事件（ぎょうせいじけん）

国や地方公共団体が行った行為に不服がある場合など、行政に関連して生じた争いを解決するための手続に関する事件。

家事事件（かじじけん）

離婚や相続など、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するための手続に関する事件。